

議案第49号

杉並区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

上記の議案を提出する。

令和8年5月22日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(認定こども園の種類)

第3条 認定こども園は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当するものとする。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 単独型 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間以外の時間において、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 並列型 当該認定こども園を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されている施設

(イ) 年齢区分型 当該認定こども園を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行う施設

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（杉並区（以下「区」という。）における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして相当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設であって、規則で定めるものをいう。

（学級の編製の基準）

第4条 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、学級を編制するものとする。

2 学級の編制は、規則で定める基準を満たさなければならない。

（職員の配置の基準）

第5条 認定こども園には、認定こども園の長を置くほか、子どもの教育及び保育に従事する者（以下「保育従事職員」という。）並びに調理員を置かなければならない。ただし、第9条第1項の規定により、調理業務の全部を委託する認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

2 認定こども園において、保育従事職員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上としなければならない。

(1) 満1歳に満たない子ども おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない子ども おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない子ども おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の子ども おおむね25人につき1人

3 前項の保育従事職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

4 認定こども園は、各学級に、当該学級を担当する専任の職員を1人以上置かなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、認定こども園の職員の配置は、認定こども園を構成する各施設の職員の配置の基準を満たさなければならない。

(保育従事職員の資格)

第6条 満3歳に満たない子どもに対する保育従事職員は、児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録（以下「保育士登録」という。）を受けた者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において、満3歳に満たない子どもに対する保育従事職員のうち6割以上の者が保育士登録を受けた者（保健師、助産師又は看護師の資格を有する者については、保育士登録を受けた者と同等の資格を有するとみなす。）であり、かつ、それ以外の者がその意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者である場合は、この限りでない。

2 満3歳以上の子どもに対する保育従事職員は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下「幼稚園教諭普通免許状」という。）を有し、かつ、保育士登録を受けた者でなければならない。ただし、幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者を置くことが困難である場合は、幼稚園教諭普通免許状を有する者又は保育士登録を受けた者とすることができる。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第4項の職員は、幼稚園教諭普通免許状を有する者でなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける時点において、前条第4項の職員を幼稚園教諭普通免許状を有する者とすることが困難である場合であって、保育士登録を受けた者のうち、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものが、幼稚園教諭普通免許状の取得に向けた努力を行っているときは、その者を同項の職員とすることができる。

- 5 第2項ただし書の規定にかかわらず、共通利用時間以外における保育従事職員は、保育士登録を受けた者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において、満3歳以上の子どもに対する保育従事職員のうち6割以上の者が保育士登録を受けた者（保健師、助産師又は看護師の資格を有する者については、保育士登録を受けた者と同等の資格を有するとみなす。）であり、かつ、それ以外の者がその意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者である場合は、この限りでない。
- 6 第1項、第2項及び前項に規定する保育士登録を受けた者については、1人に限り、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項において「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（施設設備）

第7条 認定こども園の建物等は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

- （1）子どもに対する教育及び保育の適切かつ一体的な提供が可能であること。
- （2）子どもの移動時の安全が確保されていること。

2 認定こども園を構成する幼稚園のうち、並列型及び年齢区分型にあつては幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第8条から第12条までに規定する基準（以下この項において「設置基準」という。）を満たすものとし、単独型にあつては設置基準を満たし、かつ、幼稚園設置基準第11条第5号に規定する給

食施設を有するものとする。ただし、共通利用時間以外の保育室の面積は、子ども1人につき、1.98平方メートル以上としなければならない。

3 認定こども園を構成する保育所は、杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第 号）第47条に規定する基準を満たすものとする。

4 認定こども園を構成する保育機能施設は、次に掲げる設備（第1号に掲げる設備については、満2歳に満たない保育を必要とする子どもを入所させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 乳児室又はほふく室

(2) 保育室

(3) 遊戯室

(4) 屋外遊戯場（認定こども園の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第6項第3号において同じ。）

(5) 医務室

(6) 調理室

(7) 便所

5 前項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる設備は、1階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、当該設備を2階以上に設けることができる。

6 第4項第1号から第4号までに掲げる設備の面積は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 乳児室又はほふく室 満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上。ただし、年度の途中で定員を超えて入所させる場合は、満2歳に満たない子どもについて、当該年度内に限り、1人当たり2.5平方メートル以上とすることができる。

(2) 保育室又は遊戯室 満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上

(3) 屋外遊戯場 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上

(食事)

第8条 認定こども園は、保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。

2 認定こども園は、子どもに食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 認定こども園は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに子どもの身体的状況及び嗜好を考慮して食事を提供しなければならない。

4 認定こども園は、あらかじめ作成された献立に従って子どもに食事を提供するための調理を行わなければならない。

5 認定こども園は、子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第9条 認定こども園は、次の各号のいずれにも該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

(1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、区等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われていること。

(3) 調理業務の受託者が、当該認定こども園における食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等を考慮して調理業務を適切に遂行できる能力を有していること。

(4) 調理業務の受託者が、子どもの年齢及び発達の段階並びに健康の状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過

程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

- 2 前項に規定する方法により食事を提供する場合には、調理室を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(教育及び保育の内容)

第10条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に基づかなければならない。

- 2 認定こども園における教育及び保育の内容は、子どもの1日の生活のリズム、集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

(虐待等の禁止)

第11条 認定こども園の職員は、子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第12条 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(保育従事職員の資質の向上等)

第13条 認定こども園は、規則で定めるところにより、保育従事職員の資質の向上等を図らなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第14条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 前項の規定により子育ての支援を行うに当たっては、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努めるものとする。

(認定こども園の長)

第15条 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

2 幼稚園型認定こども園のうち、第3条第1号イに掲げる施設にあつては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置き、又は、これらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねるものとする。

3 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育ての支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第16条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を行う時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

2 認定こども園の開園日及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じたものとしなければならない。

(情報開示)

第17条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開

示に努めなければならない。

(平等取扱原則)

第18条 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は保護者の所得が低い家庭の子ども、障害のある子ども等、特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、区との連携を図り、当該子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

(一般的基準)

第19条 認定こども園は、耐震、防災、防犯等について、子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。

2 認定こども園は、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、保険又は共済制度に加入することにより、適切な補償の体制を整えなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第20条 認定こども園は、子どもの通園、認定こども園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、子どもの通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて子どもの所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行わなければならない。

(運営状況の評価等)

第21条 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、それらの結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(掲示)

第22条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設

が認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、同年12月25日から施行する。
- 2 当分の間、子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第5条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、同条第1項本文の規定により置かなければならない保育従事職員のうち1人は、第6条の規定にかかわらず、区長が幼稚園教諭普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。
- 3 令和10年3月31日までの間、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第5条第2項第3号の規定の適用については、同号中「15人」とあるのは、「20人」とする。
- 4 当分の間、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第5条第2項第4号の規定の適用については、同号中「25人」とあるのは、「30人」とする。
- 5 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第26条第2号中「東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）」を「杉並区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和8年杉並区条例第 号）」に改める。

(提案理由)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める必要がある。

杉並区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表

附則第5項による改正（杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準）</p> <p>第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 <u>杉並区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和8年杉並区条例第 号）</u> に定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設備及び職員の基準</p> <p>（3）及び（4） 略</p>	<p>（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準）</p> <p>第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 <u>東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）</u> _____ に定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設備及び職員の基準</p> <p>（3）及び（4） 略</p>